HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	鎌倉・室町幕府体制とアイヌ
Author(s)	秦野, 裕介
Relation	新しいアイヌ史の構築 : 先史編・古代編・中世編 : 「新しいアイヌ史の構築」プロジェクト報告書2012
Citation	新しいアイヌ史の構築 : 先史編・古代編・中世編 : 「新しいアイヌ史の構築」プロジェクト報告書, 146-161
Issue Date	2012-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/56289
Type	report
File Information	t3ch2.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

第 2 章　鎌倉・室町幕府体制とアイヌ

秦野　裕介

はじめに

立命館大学の秦野と申します。

「新しいアイヌ史構築」というテーマで、中世史を考えるわけですが、その場合「アイヌ史」における中世、つまりアイヌ史を日本中世史の中に位置づけることができるかとか、あるいは「アイヌ史的中世」つまり日本史という枠組みとは異なる「アイヌ史」というアイヌ社会の実態をふまえた枠組みは成立するのか、というところを考えなければならないと考えます。

とりあえず「日本中世」に相当する一二世紀から一六世紀のアイヌは北アジアの中でダイナミックに活動していたことが明らかにされてきていて、アイヌの活動と当時の「日本」とどういう関係を取り結んでいたのかをここで考えたいと思っております。

それを考える時に参考になるのが昔中村和之先生の論文（中村和之一九九七年）で拝読した「北の倭寇的状況」という概念で、いわゆる諸民族雑居の状態を「倭寇的状況」という言葉で表すのですが、当時のアイヌは南で日本と、北で乞烈迷と接し、境界領域を形作っていました。その一方で一五世紀に入りますと北海道南部に日本の勢力が入り始め、北海道南部では日本の内国化が進展するということが指摘されています。これらを考えますと、一五世紀における和人の北海道島への進出によって、道南地域に和人コロニーが形成され、「諸民族雑居」すなわち「北の倭寇的状況」が出現する、これを「アイヌ史的中世」と表現するのも可能ではないか、と考えています。

一五世紀における日本とアイヌとの関係を考えるときに非常に刺激的な発掘調査が本日の報告者でもいらっしゃる関根達人先生が発掘していらっしゃる矢不来館で出てきました（北海道新聞二〇一一年五月二八日付）。矢不来館からは室町幕府との密接な関係をうかがわせる出土物が大量に出てきた、ということで、当時の道南の館主の中には室町幕府と密接な関係を持っていたことが明らかになりつつあるわけです。矢不来館の主ですが、隣接する茂別館と矢不来館が一体のものとして把握され、「茂別矢不来館」と表記されているところをみると、茂別館の下国家政（しもぐにいえまさ）が矢不来館も管理していた、とみるのが自然であると考えます。とすると、家政をはじめとする館主と室町幕府の関係についてみていく必要があるし、あるいはそれがアイヌに及ぼした影響、特に家政の活動したころにはコシャマイン戦争が起こっておりますから、家政と室町幕府の関係がアイヌにどのような影響を及ぼしたのかをみていくことが必要と思います。

近年の北方史研究においては、室町幕府の影響を高く評価する動向が主流となっています。特に「将軍権力の強化を目指した」六代将軍足利義教による北方地域への介入は高く評価され、一四四一年の嘉吉の乱で義教が赤松満祐の暗殺されると、室町殿権力の空白が生じ、その結果

室町殿権力を支えとしていた津軽安藤氏が没落する（海保嶺夫一九八七年）、とされています。その一方で入間田宣夫氏は一四五〇年代こそ「室町幕府の支配体制（秩序）が北方海域にまで拡大された画期的な時期」と評価されています（入間田宣夫一九九九年）。

この食い違いというのは、つまるところ「室町幕府の支配体制」をどうみるか、というところに原因があると考えます。確かに室町殿の権力は空白となった。しかし入間田氏が注目している事例は管領家の斯波氏と南部氏の交流です。斯波氏が南部氏の言い分を取り次ぐ存在であったようですが、そのような大名取次と呼ぶべき制度の存在については本郷和人氏（本郷和人一九九五年）や桜井英治氏（桜井英治二〇〇二年）によって指摘されてきたところです。つまり一口に「室町幕府」と言っても、実体は単純なものではない、ということを念頭に置かなければならないと思います。そう考えると誰がそこに介入しているのかを考えねばなりませんし、室町幕府権力と言っても、取次が誰であるかによって、それぞれの利害も異なってくるわけですから、それを単純に室町幕府権力が介入しているといえるのか、ということを考えなければならないわけです。たとえば入間田氏が注目された事例というのは、斯波氏と南部氏の交流を示すものであっても、室町幕府の支配体制が北方海域まで拡大された事例というのは過大評価であると思います。

１　鎌倉幕府体制とアイヌ

鎌倉時代におけるアイヌの祖先の姿を記録した書物として有名な『諏方大明神画詞』をどう読むべきかを考えたいと思います。この書物の本題は、諏訪大明神の活躍にあるわけであって、アイヌの祖先と思われる「蝦夷」が出てくるのは、鎌倉末期に津軽安藤氏の内紛から勃発した安藤氏の乱における諏訪大明神の活躍を述べるシーンであって、「蝦夷」の記録を残すために記されたものではない、ということに留意する必要があります。

『諏方大明神画詞』においては「蝦夷」は「日ノ本」「唐子」「渡党」の「三類の蝦夷」に分類されておりまして、このうち「日ノ本」と「唐子」に関してはほとんど具体的な表象は描かれていない。比較的詳しく記録されているのは「渡党」です。この「渡党」については様々な議論が積み重ねられていまして、「北海道に渡り、アイヌ化した和人」（海保嶺夫一九八七年）や「異なるエスニックグループが混在する状況」（鈴木信二〇一一年）あるいは「本州プロトアイヌ」（齋藤淳二〇一一年）という評価がなされているわけですが、そこでの議論の眼目は「渡党」の居住地はどこか、という問題であると思われます。鈴木氏は北海道と主張し、齋藤氏は本州と主張していらっしゃいます。

この問題を考える際に重要なのは、「蝦夷」という字面に引っ張られることの危険性です。たとえば「鎌倉年代記」には「出羽蝦夷蜂起」とありますが、当時の出羽の「蝦夷」と北海道の「蝦夷」が同じエスニック集団と把握するのは無理がありますし、まして後醍醐天皇が鎌倉幕府を指して「戎夷」といったということを考えると、単に「蝦夷」と表記された集団の実態を集積しても、児島恭子氏がおっしゃるように、それは表記した者、つまり当時の中世国家の支配層の「蝦夷」観を示すのみになるだろうと考えます。むしろ必要なのは「蝦夷」と表記された集団の中からプロトアイヌ集団を示すだろうと考えられる表象を摘出する必要があるだろうと思います。

改めて「渡党」の表象の中からプロトアイヌ集団につながるだろう表象を摘出すると、「宇曽利鶴子別」「萬堂宇満犬」というような地名、「奥州津軽・外ノ浜ニ往来交易ス」というような彼らの動きを示す表象などがあります。たとえば「木ヲ削テ幣帛ノ如クニシテ」という習俗があげられていますが、それをアイヌのイナウと結びつけるとか、「箭ハ遺骨ヲ鏃トシテ毒薬ヲヌリ」という彼らの武器ですが、アイヌが毒矢を用いていることと結びつけるとか、そういう実際の観察から導き出された表象を抜き出し、それを日本の史料だけでなく、元・明の時代の「苦夷」と比較検討を進めていかなければならないと考えています。

ちなみに『諏方大明神画詞』における「蝦夷」の表象が傀儡師などの漂白民の表象を山伏から得て筆者の諏訪円忠がまとめたのではないか、という見解が児島氏から出されている（児島恭子二〇〇二年）わけですが、私は円忠が諏訪大社の祝の一族であることよりも、彼が鎌倉幕府の奉行人であったことを重視すれば、安藤氏の乱に関わって津軽に行った人々の見聞を基にしてまとめられた、と考える海保氏の見方（海保嶺夫一九九六年）の方が筋が通っているのではないかと考えています。

もう一つ、日本中世の国家と北海道の関係を検討する際には、津軽安藤氏の存在は無視できません。安藤氏は鎌倉時代には蝦夷管領と位置づけられていましたが、蝦夷管領の地位については海保氏はアイヌがサハリンに攻め込んだ事例を、安藤氏が蝦夷管領の職権でアイヌを動員したとおっしゃっている（海保氏一九九六年）わけですが、私はそれは安藤氏の位置づけの過大評価であると考えています。

安藤氏に関連する史料の中に「安藤宗季譲状」というのがありまして、その事書に宗季から子息高季に譲られる中身が書いてあるわけですが、要するに得宗が津軽に持っていた地頭職の代官職なわけです。その中に「ゑそのさた（蝦夷の沙汰）」というのがありまして、要するに得宗が有していた地頭職に「ゑそのさた」があり、その代官として「ゑそのさた」を行っていた、と考えられます。　当時の津軽には得宗が地頭職を保持しているいわゆる得宗領が多く、また『保暦間記』という書物には北条義時の代に「安藤太」という者を代官として設置した、と書いてあること、同じく『保暦間記』には安藤氏の内紛の時に得宗被官のトップである内管領長崎高資が裁決を下していることからみて、安藤氏の正体は得宗被官であると考えられます。安藤氏は得宗被官として得宗が津軽に有していた権限を代行していた存在であるということです。

要するに安藤氏がプロトアイヌ集団を含む北アジア、あるいは北海道全土に影響力を及ぼすものではなくて、おそらくはプロトアイヌ集団を通じて北アジアとの関係を管理する権限が「ゑそのさた」であり、得宗家は代官である安藤氏を通じてその権限を行使しているわけであり、逆に言えば直接そこを支配しようという意志も実態もないわけで、従ってこの時代におけるプロトアイヌ集団に関する記述は、元や明の史料に比べると非常に抽象的で、限定されたものにならざるを得ないわけです。

次に「蝦夷管領」として得宗家の「ゑそのさた」の代官職を務めていた安藤氏ですが、しばしば言われているのは「蝦夷安藤氏」という評価です。安藤氏が特殊な蝦夷系譜を自己主張していたことと関わるわけですが、安藤氏が津軽もしくは北奥地方土着の「蝦夷」の系譜を引く土豪で、得宗家の引き立てを受けて津軽地方に勢力を伸ばした、と考えられているのですが、『地蔵菩薩霊験記』には安藤氏の祖先について「鎌倉に安藤五郎とて武芸に名を得たる人」と書い

てあります。ここでは鎌倉に安藤五郎がいて、公命によって蝦夷が島に向かい、「夷敵ヲ亡、其貢ヲソナヘサセ」と書いてあるのであって、これをみる限り、安藤五郎は得宗被官か何かで、鎌倉から幕府なり得宗の命令を受けて津軽に下った、としか読めないわけです。とりあえずここでは「蝦夷安藤氏」という見方はなされていないこと、むしろ「蝦夷」は安藤氏による制圧の対象となっていることを確認したいと思います。

日蓮の書状の中に安藤五郎の末路が記されています。それによると「安藤五郎は因果の道理を弁て堂塔多く造りし善人也。いかにとして頸をばゑぞにとられぬるぞ」(『種種御振舞御書』)ということで、「蝦夷」と対立して頸をとられてしまっています。むしろここでも安藤氏と「蝦夷」は対立し、安藤氏の支配に反発して殺害に及んでいる。ここでも「蝦夷安藤氏」という見方ではなく、「蝦夷」と安藤氏は対立関係で描かれています。

『保暦間記』においては「安藤五郎」は「東夷ノ堅メニ義時ガ代官トシテ津軽ニ置タリケルガ末也」とあって、ここでも安藤五郎が「蝦夷」系譜を有するという認識はみられません。さらに「彼等ガ方人ノ夷等合戦」と、「蝦夷」と安藤氏は別のものとして描かれています。

ところが『諏方大明神画詞』では「安倍氏悪事ノ高丸ト云ケル勇士ノ後胤」である「安藤太」を「蝦夷ノ管領トス」という記事がみられます。『保暦間記』と『諏方大明神画詞』はほぼ同時代に成立している史料ですが、してみるとこの両者が成立した一四世紀半ばを画期として安藤氏の「蝦夷」系譜が成立してくるのではないか、と考えられるわけです。

次に鎌倉時代末期の一三二〇年代に起こった安藤氏の乱について少しみていきます。安藤氏の乱というのは、安藤五郎の末裔の安藤季長と安藤季久の嫡庶争いです。ただこの両者の関係は明らかではありません。ただ彼らの仮名（けみょう）をみてみますと、季長は又太郎、季久は五郎三郎ですが、五郎三郎という仮名は「五郎の三男」を示しており、五郎三郎季久が五郎の子孫であることはほぼ間違いありませんが、又太郎という仮名からみると、むしろ「安藤太」の子孫であることを示唆しています。つまり彼らの先祖は別々の者である可能性があります。

つまり安藤五郎三郎季久というのは、得宗家被官安藤五郎の末裔であり、安藤又太郎季長は「安倍氏悪事高丸ノ後胤」という蝦夷系譜を持つ土着の豪族の「安藤太」の末裔であると考えることも可能であると思います。こう考えてくると安藤氏の乱の本質は安藤太の子孫から安藤五郎の子孫への「ゑそのさた」の移行とそれをめぐる両者の抗争ではないか、と考えることも可能であると思います。

『鎌倉年代記』には「蝦夷蜂起の事」により安藤又太郎から安藤五郎三郎に代官職を替えているという記事がありますから、もともと安藤太の子孫がプロトアイヌ集団との関係を管理してきたのだけれど、それを安藤五郎に替えた、ということではないかと思っています。

称名寺長老宛の北条高時書状には「蝦夷已静謐」と文保二(一三一九)年の段階で書かれている、ということは、それ以前には「静謐」ではない、ということになります。従ってかなり古い段階で「蝦夷」の社会には動乱が起こっていたことがうかがえます。その六年後の正中二(一三二五)年には先ほど述べましたように「蝦夷蜂起」によって代官職が安藤季長から安藤季久に交替しているわけです。それで安藤氏の乱が勃発し、『保暦間記』には「彼等ガ方人ノ夷等合戦ス」と、合戦の主体がむしろ「夷」側にあるような書き方です。しかも「方人」という書き方は、「夷」と安藤氏が一体のものとは把握していない書き方です。この一連の史料を見る限り、安藤氏の

内紛が「蝦夷」に影響を及ぼしているというよりは、「蝦夷」内部の動乱が安藤氏の内紛を誘発したように読めるわけです。

鎌倉幕府体制の下において陸奥国を事実上支配していた得宗家は安藤氏を自身が持っていた地頭職の代官職に任ずる事によって津軽への支配を行っていたわけで、「ゑそのさた」も地頭代官職として安藤氏が行っていた、ということになります。得宗政権はそのような間接的な関係しか「蝦夷」との間に構築していなかった、つまり得宗家も安藤氏も「蝦夷」に対して何らかの支配を及ぼしたというものではない、と考えられます。従来いわれてきたように「蝦夷」と密接な関係を結んでいるようには考えられないと思っています。

2　室町幕府体制と津軽安藤氏

室町幕府体制とアイヌということで言えば、ほぼ唯一と言っていい北海道に対する室町幕府の関わりを示す『満済准后日記』を見ていく必要があります。武家護持僧を務め、さらに足利義持・義教の二代の室町殿の諮問に与った醍醐寺の僧であった満済の日記ですが、そこに二カ所安藤氏が出てきます。安藤氏は一四世紀後半に下国（しもぐに）家、湊家、潮潟家に分かれますが、この中で嫡流となったのは安藤盛季を始祖とし、十三湊を支配し、アイヌとの交易を管理していた下国家でした。当時の下国家当主は下国康季で、彼は足利義持から御内書を下されていることから、室町殿と密接な関係を持っていたと考えられます。その下国康季が二カ所「満済准后日記」に出てきます。一つ目は永享四（一四三二）年十月二十一日条です。そこには「奥の下国と南部、弓矢の事につきて、下国弓矢に取り負け、エソカ島に没落す」とあります。これについては下国康季が和睦のことを「連々申す」ので「仰せ遣わ」したところ、南部氏は「承引申さず」ということだったので、再び仰せ遣わすべきか、という諮問が足利義教から、当時の有力守護大名であった畠山満家、山名時熙、赤松満祐に諮問があったという記事です。時熙と満祐は「再度仰せ遣わすべきでしょう」と返答していますが、満家は保留しています。満家が保留した理由については次にはっきりします。

次にこの問題が『満済准后日記』に出てくるのは約一ヶ月後の十一月十五日条です。畠山満家の回答は次の通りです。

「南部方へ御内書をもって仰せ出されるべきの事、もし承引申さずんば、御内書等その曲あるべからずかの事、遠国の事、昔より何様御成敗毎度の事の間、当御代に限らずの事か。よって御内書をなし遣わさるべきの条、更に苦あるべからず」

従来多くの研究史はこれを室町幕府の強い姿勢ととって、これを論拠に康季が十三湊から没落してほどなく室町幕府の斡旋によって帰還することができた、と主張しています。しかしそれは史料の誤読と憶断に基づくのではないか、と考えます。

たとえば榎森進氏は「曲あるべからず」を「曲解していることになり、それは許されないことである」と解釈し、さらに「何様御成敗」を「どのようにも御成敗してきたのであり」と解釈して、足利義教の主導による強い説得策の存在を主張しています（榎森進二〇〇五）。そしてその見方は考古学にも影響を及ぼし、十三湊遺跡の北半分（土累北側地区）と南半分（土累南側地区）の出土状況の違いを室町幕府の政治動向に求めています（榊原滋高二〇〇八）。

しかし誤った史料解釈から導き出される見解が正しいとは思えません。「曲あるべからず」というのは、「ふさわしいやり方ではないだろう」と解釈すべきであって、「曲」という言葉で「曲解」と解釈するのは史料解釈としては明らかに誤訳です。「曲」という言葉は「工夫」「技巧」などの言葉で「曲なし」というのは「工夫がない」「趣がない」などの意味で使われるように、「曲」はプラスの意味です。

「何様御成敗」の内容についても「どのようにも御成敗してきたのであり」と解釈して室町幕府の遠国に対する強い姿勢を示すと考えるのは正しくありません。八ヶ月前の三月十六日、満家は九州情勢について次のように発言しています。「遠国の事をば、少々上意の如くならずといえども、よきほどにてさしおかるるの事は当御代ばかりにあらず候。等持寺殿以来代々この御はからいにて候けるよし、伝え承るように候」

これを見る限り、「当御代」に限らない「何様御成敗」は遠国の事は少々上意のようにいかなくてもよきほどでさしおくのが足利尊氏以来の伝統である、ということです。

さらに榎森氏はこの部分をすべて満家の意見のように解釈していらっしゃいますが、前半部分の「御内書等その曲あるべからずか」までは義教の諮問と考えるべきです。要するに南部が御内書を承引しなければ、御内書を出すことは「曲あるべからずか」つまり「ふさわしくないのではないか」という義教の諮問に対し、満家が「御内書が受け入れられないのは尊氏以来の伝統だから気にすることはない。御内書を出されるべきです」と答えているわけです。榎森氏の議論は文中の「か」を無視して解釈したため、この部分をすべて満家の議論とする過ちを導いてしまったわけです。一応当該部分の榎森氏の役を引用しておきます。「もしそれでも南部氏が承諾しないのであれば、御内書を曲解していることになり、それは許されないことである」

ここでは「か」に配慮した形跡はありません。ちなみに「能代市史」では「それでも承引しないのであれば、御内書が曲解されているのではないか、それはいけないことである」と一応「か」に配慮していますが、存在しない「それはいけないことである」という言葉を無理矢理補って「か」の存在を無化しようとしていますが、恣意的な解釈です。

この記事を書いてあるとおりに正確に解釈すれば、次のようになるはずです。南部に対し、下国との和睦について御内書で指示すべきという問題について、「南部が承引しなければ御内書を出すことはふさわしいことではないのではないか、という室町殿の諮問ですが、遠国のことは昔からどのような御成敗であろうと、当御代に限ったものではないので、全く問題はない」ということになるかと思います。意訳すれば義教が「もし御内書を出して南部が拒否したらオレのメンツ丸つぶれやん？」と懸念を示したのに対し、満家が「遠国が言うこと聞かなくても放っておくのは尊氏様以来の伝統で、今の御代に限ったものではないですよ。全く御内書を出して問題ありません」と言っているわけです。

「さらに苦あるべからず」つまり「全く問題はない」と満家が言い切っているのは、「問題がある」と考えている人がいるからです。この文を素直に解釈すれば御内書を出したくないのは義教本人であるということになります。榎森氏や「能代市史」の解釈では「今更ちゅうちょすべきではない」となっていますが、誰に対して「ちゅうちょすべきでない」と言っているのかが分かりません。

この誤訳の原因の一つが義教に対する先入観であると思います。義教は将軍権力の強化を目

指していたので、御内書を出して南部氏を説得することに積極的であるという思いこみがあるのでしょうが、義教は同時に「聞こえ」つまりメンツを非常に気にするところもあります。「聞こえ」を大事にする義教にとって御内書という、室町殿の意を直接に伝える文書を出して南部氏に無視されれば「聞こえ」が悪いと思うわけです。

「聞こえ」を気にする義教に関して言えば、一色義貫供奉拒否事件というのが参考になります。義教の右大臣就任の拝賀式への参列を拒否した義貫に対して激怒した義教が義貫に対する罰を提案したわけです。それに対し山名時熙は賛成したのですが、満家は反対した。それに対し義教は「畠山意見は事始めなり」つまり「いつも同じだ」と批判した。「毎事無為（ぶい）」つまり「いつも穏便にとばかり言っている」とも批判しています。そして「関東鎮西へ聞こえもしかるべからず」と言っています。つまり「遠国に示しがつかないではないか」ということです。満家はそれに対し「その身の未練にこそ候へ」つまり「聞こえがどうのと言っている未練たらしい心がけが問題だ」と反論というか叱りつけています。結局満家の主張通りに義貫に対する罰は取り下げられます。

この問題で着目すべきは、なぜ満家は義貫をそこまでかばうのか、ということです。これは満家が個人的に義貫と密接な関係があるからだ、という想定はそれほど荒唐無稽だとは思いません。義貫は若狭守護職を持っています。つまり義貫は日本海交易の拠点である小浜を支配しているわけです。守護所も小浜に置かれていたので、当時の日本海交易と京都を結ぶ窓口に義貫は位置していたわけです。そして下国康季は小浜の羽賀寺を再建している。下国氏と室町殿を結ぶ窓口に義貫は位置していたわけです。その義貫を露骨にかばう満家は義貫を通じて下国氏と言い分を室町殿に取り次いでいた蓋然性が高いと思います。

九州に関しては満家はそれこそ「さしおけ」という立場です。大内氏と大友氏が戦闘し、大内氏が大友氏との和睦の仲介を室町幕府に求めてきたときには満家は「大友と弓矢に及ばば、私義たるべきかの間、御下知の限りにあるべからず」つまり「私戦なので幕府が介入すべきではない」と言っています。

九州と津軽では全く相反する満家の姿勢に注目すれば満家が九州に対しては冷淡なのに対し、津軽に対しては非常に注目をしていることが分かります。さらに津軽に対する京都側の窓口となっていた小浜の支配者一色義貫に対する姿勢を見てみますと、下国氏の言い分を取り次ぐ存在、つまり下国氏の「手筋」は畠山満家だったのではないか、という推定が成り立ちます。だから満家は御内書を出すことに対して躊躇する義教に対して御内書を出すことに「全く問題はない」と言い切り、南部氏が承引しないことを織り込み済みで御内書を発給させるわけです。

そう考えると「再度仰せ遣わすべきだろうか」と言ったときに満家が保留した理由が浮かび上がってきます。つまり最初に義教が南部氏に「仰せ遣わした」のは御内書ではなかったのでしょう。義教がどのような形で「仰せ遣わした」とかは不明ですが、たとえば管領奉書が考えられます。しかし当時管領はかねて辞意を表明し、幕政からはずされていた斯波義敦なので、管領奉書よりは奉行人奉書の可能性が高いのではないか、と考えます。義敦はほどなく辞任し、十一月の段階では管領は細川持之に交替しています。なお家永遵嗣氏は細川持之を下国氏の「手筋」と推定していらっしゃって、さらに持之が義教の意志に沿って動いたと推測していらっしゃいます（家永遵嗣二〇一〇年）が、その論拠である下国氏の十三湊還住説に私は従えないので、

私は持之は下国氏の手筋ではないと考えています。また河村昭一氏の研究に従う限り、永享四年十月段階で管領の斯波義敦が南部氏と下国氏の合戦に対する室町殿の姿勢を決定しうるほどの影響力を行使し得たかははなはだ疑問です。関東公方足利持氏との関係改善に活躍した義敦ですが、永享四年には重なる辞意表明の結果、義教からの諮問に与らなくなっていた、ということをふまえる限り、義敦が南部氏よりの姿勢を義教にとらせることは難しいと考えます。

ともかく室町殿の意を間接的に伝える奉書では南部氏は承引しなかったので、もう一度奉書で伝えるべきか、という義教の諮問に対し、時熙と満祐は賛成したわけですが、満家は回答を保留した。一ヶ月後に将軍の意を直接に伝える御内書でどうか、という話が出ているところを見ると、満家が一旦保留し、その後申し入れた回答は、奉書ではなく御内書で申し入れるべきだ、というものだったのでしょう。それに対し義教が「曲あるべからずか」と南部氏が拒否したときのことを考えて反対してきたのに対し、満家は拒否されても問題はないから御内書を出しなさい、と強く主張した、ということではないでしょうか。

なぜ南部氏が義教の御内書による和睦斡旋を拒否するか、ということを考えるために南部氏と室町幕府体制について見ておく必要があります。南部氏が上洛したときの記録が後に後花園天皇の父となる伏見宮貞成親王の『看聞日記』にあります。そこには「関東大名（たいめい）南部上洛」とあります。馬百匹、砂金千両という引き出物もさることながら、私が注目したのは「関東大名」という書き方です。

「関東大名」というのは、つまり関東公方の重臣である、ということです。『看聞日記』に記録されたのは、足利持氏が部下の上杉禅秀の反乱によって窮地に陥ったときに当時の室町殿足利義持は持氏を救援します。それに対するお礼のための「関東大名」として南部氏が上洛している。これほど南部氏の立場を端的に示す言葉はほかにありません。南部氏は持氏の重臣であったわけです。だから室町殿と関東公方の関係が悪化した場合、持氏派の有力者である南部氏が室町殿の意向を簡単に受け入れるとは限りません。だから義教も満家も南部氏が御内書を受け入れないだろう、という認識は共有しています。その上で義教は御内書を拒否されれば「曲あるべからずか」と躊躇し、満家は「さらに苦あるべからず」と遣わすことに躊躇すべきではないと主張するわけです。それは室町幕府に強い指導力を発揮して南部氏の攻撃を止めさせたい下国氏との関係の違いに依拠するものであると考えます。ただ注意しなければならないのは、ここで「関東大名」とされているのは三戸南部氏であって、八戸南部氏は上杉禅秀の乱では三戸南部氏とは異なる動きをしていることです。この点については後述します。

こう考えてくると、そもそも南部氏に対する室町幕府の強力な説得策なるもの、そして下国氏に対する室町殿の後ろ盾なるものはそもそも存在しないことが明らかです。下国氏の後ろ盾として振る舞っている満家でさえ、南部氏を説得することは不可能であることを認識しているわけで、そのような状況で南部氏が室町幕府の説得に応じて十三湊を明け渡すことは現実には考えづらく、従って通説となっている下国氏十三湊還住説は文献史料からは成り立たないと考えざるを得ません。

そもそも下国氏十三湊還住説の根拠となっている考古資料にしても、必ずしも十三湊還住説を補強するものではないと考えます。十三湊遺跡は遺跡の真ん中を東西に土塁が通り、土塁北地区と土塁南地区に分類されます。土塁北地域の最盛期が一四世紀で、焼かれた後があってそ

れが一五世紀前半、復興して南側に新たな遺跡が出てきてそれがなくなるのが一五世紀半ば、ということになっています。還住説では永享四年に焼かれ、室町幕府の説得によって一旦下国氏が帰ってきたことによって復興が計られたものの、再度の攻撃を受けて没落した、とされています。この議論が成り立つためには土累北地区と土累南地区が同じ勢力によって築き上げられていることを示す必要がありますが、実際に誰が工事を行ったのかは示されていません。また北地区には被熱土器が多く出土しておりますが、南地区には被熱の影響は少ないとされています。発掘調査においても北地区と南地区の没落の原因は異なるように推測されていますが、還住説はその調査結果とも食い違います。北地区は南部氏と下国氏の戦闘で消失した、と考えられましょうが、南側地区は合戦以外の原因を探った方が合理的でしょう。遺跡の発掘調査から還住説が導き出されているのではなく、還住説から発掘調査の結果を無理に解釈していると考えざるを得ません。

ではなぜ還住説が出てきたのでしょうか。それは『新羅之記録』に嘉吉二年に下国盛季が南部義政に敗れて十三湊から小泊に去り、嘉吉三年に小泊も落とされて「狄の島」に逃れた、という記録があるからです。『新羅之記録』と『満済准后日記』の記述に矛盾がある場合、江戸時代初頭の著作物よりも室町時代の日記の方を優先するのが筋だと思いますが、『新羅之記録』の記述を全く誤謬がないという前提で、『満済准后日記』の記述との整合性を保とうとすると、「満済准后日記」の永享四年と『新羅之記録』の嘉吉二年の二回下国氏が没落する、という形にならざるを得ません。そのためには「室町幕府の強い説得策」が必要になります。好都合なことに当時の室町殿が室町殿専制体制の確立に邁進したとされる足利義教でした。しかし永享四年段階での義教が「関東大名」であった南部氏に対して「強い説得策」を受け入れさせることができたかどうかはきわめて不透明です。現に義教は「強い説得策」すなわち室町殿の意を直接に表明する御内書の発給に消極的であり、御内書発給を強く求めた畠山満家にしてからが、南部氏が受け入れないであろう事を予想していたのですから、義教の「強い説得策」の存在は還住説の根拠とはなり得ません。榎森氏の「説得工作の成功」という「論拠」は、「新羅之記録」の記述に全く疑問を差し挟まない結果無理矢理に出された還住説から導き出された結果論でしかありません。もう一つの論拠としてあげられている羽賀寺再建事業ですが、下国氏が十三湊にいなくても成し遂げられる事業です。「十三湊」の名乗りは十三湊に対する本領の主張ととらえることも可能です。羽賀寺再建事業への参加は還住説の論拠としては弱いと考えます。この事業は文安四年まで続きますが、還住説に従えば、事業の途中で下国氏は没落していることになります。還住説では羽賀寺再建事業は十三湊にいなければ達成できないわけですから、文安四年まで関わっていることがおかしいことになります。

『新羅之記録』の信憑性ですが、十三湊をめぐって争った人物が南部義政と下国盛季であることは決定的に重要です。系図によれば南部義政は永享十二年、下国盛季は応永二十一年にそれぞれ死去しています。つまり『新羅之記録』の記述に問題がないとすれば、南部氏と下国氏の戦闘は死者同士の戦闘になります。つまり人名は致命的な過ちをしているわけです。『福山秘府』でも「この歳義政すでの在世せずなり。新羅記、年代記共妄説なり」と批判されています。人名がここまであやふやな史料が、年号だけ間違えているはずがない、ということはあり得ないわけで、年号も誤っている可能性がある、と考えた方が自然ではないでしょうか。少なくとも「満

済准后日記」という、『新羅之記録』と矛盾する、より正確な史料がある以上、「満済准后日記」に従うのが史料解釈としては自然であると思いますし、『満済准后日記』に矛盾する記述を無理に無理を重ねて合理化するよりも、記述の過ちの可能性を考慮した方が、より自然な解釈であると考えます。『新羅之記録』と『満済准后日記』に共通している事項、つまり南部氏と下国氏が抗争して十三湊から「エゾカ島」「狄の島」に敗走した、ということは確実である、ということです。

まとめますと、従来通説とされてきた十三湊還住説は『満済准后日記』を厳密に読み込む限り成立しない、と考えます。『新羅之記録』を盲信せず、しっかりとした史料操作が必要であると考えます。特に史料の少ない北方史においては残された史料を厳密に読み込むことが必要であると考えます。本報告では下国氏の上申を取り次いだ手筋を一色義貫一畠山満家と考えました。矢不来館の出土物からうかがえる室町幕府と当時の道南有力者の密接な関係、中世北海道の内国化といわれる状況を作り上げた一つのルートは畠山氏である、といえそうです。

３　室町幕府体制と南部氏

「関東大名」南部氏と室町幕府との関わりですが、まずは当時の南部氏の状況について、南部氏と一言で片づけてよいような状況でもなかったようです。具体的には八戸南部家と三戸南部家が存在し、当時には南部氏の主導権が八戸南部家から三戸南部家に移行する段階であったようです。八戸南部家が南朝に与したことがその原因とされていますが、上杉禅秀の乱における両者の対応にも差異があり、むしろこちらが大きい可能性も考えられます。

上杉禅秀の乱とは、関東公方足利満兼の死後、跡を継いだ持氏が若年であったため、満兼の弟の満隆と関東管領の上杉禅秀が実権を掌握しましたが、持氏の成長に伴い、実権を剥奪された両者と、持氏の弟で満隆の養子になっていた持仲が挙兵した事件です。三戸南部家は持氏側として戦い、一方八戸南部家は当初は持仲に与して、乱の終結後に持氏側に帰順した、という状況になります。乱の終結直後、「関東大名」として上洛した「南部」とは、当然三戸南部家の当主、南部守行と考えられます。八戸南部家の当主南部光経は禅秀の乱の後も持氏に抵抗を続けた岩松氏を討伐して持氏の配下に入ることを許されますが、この段階で三戸南部家に主導権を握られた可能性が高いと思います。

『青森県史』所収の『遠野南部家文書』に室町幕府関係の文書がいくつかあります。「遠野南部家」とは八戸南部家の末裔にあたります。これをみると南部氏は「関東大名」三戸南部家が関東公方足利持氏と関係を取り結ぶ一方で、八戸南部家が管領家斯波武衛家の一門大野斯波家や大崎斯波家と密接に関係を持っていたことが明らかです。そしてこの関係は決して矛盾するものではありません。斯波武衛家の当主斯波義敦自身が足利持氏と突出して密接な関係を取り結んでいたからです。

下国安藤家を十三湊から追い落とした「南部」が八戸南部家か三戸南部家か、明確ではありません。南部氏の史料には下国安藤家との抗争は記録されていません。系図にもそれを伺わせる記録は残っておりません。あくまでも『満済准后日記』と『新羅之記録』から南部氏による下国安藤家の攻撃があったことがわかるだけです。そして『新羅之記録』には「南部義政」と

されています。彼は三戸南部家の当主です。とすると三戸南部家が攻撃したように読めますが、下国安藤家にまつわる文書が、八戸南部家文書に伝来しているところをみると、案外主体は八戸南部家だったのかもしれません。ただ南部氏による下国安藤家の攻撃の段階では三戸南部家も八戸南部家も足利持氏の配下に入っていたので、ここではこれ以上追究しません。

八戸南部家と室町幕府の関係を示す一つの史料として『遠野南部家文書』一四六号文書をみます。これは「畠山徳本書状写・足利義成御教書写」と題されています。畠山徳本というのは畠山満家の嫡子の畠山持国です。持国の書状と、管領である持国が奉じた足利義成（後の義政）の御教書です。管領である持国が奉じているので、一般には管領奉書と言った方が分かりやすいと思います。

この文書は江ノ島合戦に際して幕府がどのように動いたかを示す史料です。永享の乱で滅ぼされた足利持氏の遺児も年長者は義教によってほぼ処刑されたのですが、年少者のうち、信濃に逃れていた遺児が畠山持国の尽力によって関東公方の地位を継承することを認められ、元服して足利成氏となります。成氏の復権は、永享の乱で持氏と敵対した上杉氏とその周辺に波紋を呼びます。それが爆発したのが江ノ島合戦で、上杉氏の有力被官の長尾氏と太田氏が足利成氏を襲撃しました。上杉氏の当主上杉憲忠が成氏側に立ったことで、成氏は勝利しましたが、その顛末を成氏が持国に報告した書状が『鎌倉大草紙』に残されており、現在『戦国遣文　関東公方編』四号文書として収載されています。その成氏書状に持国が返事をつけたものと、成氏側に立って戦った関東の武士団に対して持国が奉じた管領奉書が出されています。それが一四六号文書です。

一四六号文書の特徴ですが、『鎌倉大草紙』所収の足利成氏書状と比べると分かりますが、畠山持国書状の中の足利成氏の書状の引用部分に脱漏、誤記が大変多い。たとえば「日専」という言葉が文中にありますが、これは本来の成氏書状にあるように「自専」でなければ意味が通らないし、実際「鎌倉大草子」の成氏書状では「自専」と記されています。持国の右筆が間違えた可能性も否定はできませんが、むしろ南部氏が入手した写がかなりいいかげんなものである可能性が高いわけです。

問題はなぜ成氏にあてられた持国の文書が南部氏の手元にあるのか、ということです。さきほど挙げました、誤記の多さは、南部氏のおかれた状況と無関係ではないと思います。南部氏はかなり苦心してこの写を手に入れたのではないか、と考えられます。この文書の正文は成氏の後ろ盾となった畠山持国から成氏に渡された。それを南部氏が苦心して手に入れた。これは成氏と南部氏の関係が微妙となっていることを示しているのではないかと考えられます。

と言いますのは、三戸南部義政は永享の乱においては持氏ではなく、室町殿側、厳密に言いますと上杉憲実方に立つことがはっきりしているわけです。といいますのは、永享の乱の発端が持氏と憲実の対立にあるわけで、それに乗じた義教が憲実を支持して持氏を滅ぼした、という図式になります。後に持氏の遺児が関東公方の地位を継承するわけですが、上杉憲実の子の憲忠との関係は複雑なものに成らざるを得ない。後に成氏は憲忠を謀殺していますが、持氏を裏切って上杉氏の味方をした南部氏は当然成氏の報復をおそれないわけにはいきません。京都が成氏と憲忠の関係をどのようにみているか、という関心から南部氏がやっとの思いで入手した文書の写が一四六号文書であった、と思うわけです。ここから伺えるのが、畠山満家の地位

を継承した持国は南部氏と対立する立場にある、といえそうです。

南部氏の頼りにする斯波武衛家ですが、当初から南部氏が武衛家を手筋としていたか、となるとそれほど単純なものでもなさそうです。武衛家の当主は義敦が永享五年に死去した後、義教の介入を受けて義郷が継承し、義郷が若死にし、義敦の後継者と当初みられていた持有も死去するに及んで、斯波家の家督は若年の義健に移りますが、義健も早世して、分家の大野斯波家から義敏を当主に迎えることになります。

南部氏は大野斯波家と関係を取り結んでいることが南部家文書からうかがえますが、大野斯波家から義敏が武衛家に入るに従って南部氏の手筋も武衛家に移行すると考えられます。ただ大野斯波家は武衛家から独立した家ではなく、むしろ武衛家に従属的なあり方をしていたからこそ、武衛家の当主が若年の時には武衛家を後見し、武衛家が断絶すると武衛家を継承することになったとみるべきでしょうし、そうだとすれば、南部氏の手筋の大野斯波家の背後には常に斯波武衛家が存在したと言えるでしょう。

そのころの斯波武衛家と南部氏の関係を示す文書が『遠野南部家文書』一四八号文書の「孝安書状」です。この文書は入間田宣夫氏が「『南部の平和』が幕府によっても認知され、祝福されていたことが明らか」「室町幕府の支配体制が北方海域まで拡大された画期的な時期」であることの論拠とした文書でもあります。

しかしこの文書は『青森県史』によれば「康正二年」つまり一四五六年に出されたものということです。そして入間田宣夫氏は一四五六年には「南部の平和」「パックス南部」は崩壊している、としています。そうなるとこの文書は「南部の平和」が崩れてからの文書と言うことになります。この文書から「『南部の平和』が室町幕府からも認知され、祝福されていた」「室町幕府体制が北方海域まで拡大」と評価することはできない、ということになります。

一四九号文書をみますと「世上取り乱し」とか「路地難儀」とかいう、世の中が乱れていることを示す文言が多くあることを考えれば、一四九号文書は享徳の乱勃発以降の文書であることはほぼ動かしがたく、また一四九号文書によれば「去々年音信申し入れ」とあることをみると、一四八号文書は一四九号文書の前々年もしくは前年に出されている、と考えられるでしょう。一四九号文書が少なくとも一四五五年の享徳の乱以降に出されている蓋然性が高いと考えられます。とすると、『青森県史』の年代比定に従い、一四八号文書を康正二（一四五六）年、一四九号文書を康正三（一四五七）年とみるべきであると考えます。

そうなると、入間田氏の主張である「パックス南部」「南部の平和」を、この文書から見いだすのは難しいのではないか、と思うわけです。入間田氏が「南部の平和」「パックス南部」実在の論拠としたのは一四八号文書の「奥州の時儀、無為に属す。殊に本望」「誠に目出候」という文言ですが、この文書はあくまでも斯波武衛家が八戸南部政経に対してに対して使者を派遣し、馬を求めている文書です。その挨拶の中で「奥州の時儀、無為に属す。殊に御本望の由物語候、誠に目出候」とでているわけですから、「奥州の時儀、無為に属す」というのは室町幕府の認識ではなく、政経の自己主張であり、それについて大野斯波家の重臣で、義敏に従って斯波武衛家の重臣となった二宮孝安が「目出候」と返しているにすぎないわけです。儀礼的な挨拶以上のものではなく、二宮氏が南部政経と密接な関係を結ぼうとしているということ以上の内容ではない、と考えます。

ではなぜ二宮孝安が南部政経と関係を取り結ぼうとしたか、と言えば斯波義敏が当時おかれた状況が関係してきます。義敏の父持種は若年の斯波武衛家当主をもり立ててきましたが、主導権を巡って執事の甲斐常治と対立してきており、二宮氏は常治と対立して斯波義敏を支える立場にありました。斯波義敏が奥州探題大崎斯波教兼と昵懇であったのは、義敏にとっては大きな武器となります。特に享徳の乱で義政と成氏の関係が破綻する中で、義政の課題はいかに奥州の軍勢を動員するか､にありました。奥州の有力者と昵懇であることをアピールするために、二宮氏は主君の意を受けて南部氏に接近した、と考えられましょう。

当時の南部氏のおかれた立場を考えますと、十三湊移籍が一四六〇年頃には消滅する、と考えられていますから、南部氏による十三湊経営はうまく行かなくなっていたのでしょう。また康正二年にはかつて南部氏が捕虜にした安東太師季が脱走したとみられています。成氏による上杉氏の攻撃は上杉与党であった南部氏にとっては非常にあやうい状況でした。南部氏にとっては、以前から保持していた斯波義敏との関係を強化することで、現状の局面を打開することを期待し、また義敏も自分の地位を確立するためには、奥州の軍勢への影響力を持たなければ成りません。一四八号文書は「『南部の平和』が幕府によっても認知されていた」ことを示す史料でも、「室町幕府の支配体制が北方海域にまで拡大された」ことを示す史料でもありません。この史料は斯波義敏と南部氏がお互いの苦境を連携して乗り切るための交渉を示すものであり、言い換えれば、入間田氏の見解とは逆に、両者が苦境に立たされていることを示していると考えます。

４　道南の戦国時代とアイヌ

永享四年に十三湊を陥落させ、北奥地域を統一した南部氏は、津軽安藤氏の支配地域であった津軽半島・下北半島を支配するために捕虜となった後潟政季（初名は師季という説あり、本稿では政季で統一する）に田名部を知行させていました。安藤氏庶流を傀儡として配置することで「パックス南部」「南部の平和」は維持されていた、といえましょう。

ここで津軽安藤氏について少し説明しておきますと、鎌倉時代末期に津軽安藤氏の嫡流となった安藤季久の曾孫の代に、下国盛季・湊鹿季・後潟道貞に分かれます。嫡流が下国氏で十三湊を支配しており、盛季の子の康季の代に南部氏と戦って没落します。その後康季は病死、康季の子の義季は戦死して、義季の弟の定季が松前大館に残されます。後潟氏は道貞・重季と来て政季の代に政季が南部氏にとらわれの身となって「安東太」の名乗りを与えられ、田名部に傀儡としておりました。

康正二年、その政季が田名部を脱出し、北海道に渡る、という事件が起こります。若狭国守護の一門と伝えられる武田信広らに擁立され、上ノ国に勢力を張っていた蠣崎季繁らが背後で関与していたと考えられます。政季と弟の家政はおそらく茂別矢不来館に入ったと考えられます。

二年後の長禄元年に政季が湊氏の招きを受けて出羽国桧山に入り、上ノ国の蠣崎季繁、松前の下国定季、茂別の下国家政がそれぞれの地域の「守護」となる、といういわゆる三守護体制ができあがると言われています。しかしこれらが「三守護」と言えるのか、という点について

は議論がありまして、小林真人氏は、松前守護の下国定季による「一守護体制」であり、「蠣崎・茂別下国氏連合による松前守護職の簒奪」と主張しています。小林氏の「一守護体制」という指摘は安藤氏の系図をみる限り従うべき見解であると思われます。

とすると、下国氏の摘流であった松前守護の下国定季にとって、あとから割り込んできた茂別下国家政や、その背後にいる蠣崎季繁と仲良くできる状況なのか、ということを考える必要があります。

道南の戦国時代といわれる状況の発火点となったコシャマイン戦争ですが、これが「パックス南部」の崩壊に伴う北奥・道南地域の不安定化に応じたアイヌの動きであることが入間田氏や小林氏によって指摘されていますが、「パックス南部」崩壊の引き金となった下国政季の道南への脱出と茂別下国家政の茂別矢不来館の構築は、同時に道南地域における下国定季の支配体制を揺るがすものでもあったわけです。コシャマイン戦争の背景の一つとして考えられる事情の一つと思います。

コシャマイン戦争にはじまる道南の戦国時代の一つのきっかけが、道南地域における下国定季の一守護体制の崩壊であったとすれば、政季・家政兄弟の道南地域への勢力扶植は誰が、何の目的で演出したのでしょうか。

私は下国氏の手筋をつとめてきた畠山氏の分裂とその背後にいる細川勝元に注目したいと思います。下国氏と室町幕府との取次を担当してきた畠山満家が永享五年に死去した後、畠山氏は足利義教の介入を受け、畠山持国から弟の持永に家督が変更されます。下国氏の京都側の窓口であった小浜を管理してきた一色義貫は永享十二年に義教の近臣であった武田信栄に謀殺され、若狭の守護は武田氏に替わります。武田信栄は小浜の管理を目指して小浜の商人を処刑したりしていますが、小浜の管理はうまく行かずに一色氏の管理に戻ったりしています。

嘉吉の乱で義教が横死してから、持国は復権しますが、実施義就と甥の政長の後継者争いが勃発します。政長を動かして後継者争いを演出したのが、細川勝元です。政季・家政は勝元による畠山切り崩し工作の中で、北方交易の権益を保持する下国氏の切り崩しと、権益の奪取をねらった細川勝元によって送り込まれた存在ではなかったか、と考えられるわけです。矢不来館から室町幕府との密接な関係を示す遺物が出土する理由も、勝元の強力な肩入れがあったから、と考えると説明が付きます。政季・家政の「政」の字が足利義政の一字を拝領したものという説がありますが、その際窓口になったのが畠山政長と細川勝元であったと思われます。

最後にアイヌと和人の関係について述べないと、題目が完全に羊頭狗肉となりますので、家政の子孫の没落過程とアイヌの関係についてみていきたいと思います。

家政の孫の師季の代に茂別下国氏は没落して、蠣崎氏の保護下に入り、子孫は松前藩の家老職として残ります。そのいきさつを少し詳しくみておきたいと思います。

『松前下国氏系譜』と『下国伊駒安倍姓之家譜』には永禄五年壬戌夏六月に茂別矢不来館を落とされ、松前に逃亡し、そこで出家したが、子の重季との関係が悪く、結局師季は世太奈伊に逃げてそこで死去したと記録されています。

永禄五年というのは一五六三年です。これが何を表しているかといいますと、一五五一年に出された「夷狄之商舶往還之法度」の十二年後に出されていることになります。「夷狄之商舶往還之法度」がいわゆる「現和人地の成立を示す」という見解、あるいは和人とアイヌの安全保障、

という見解もありますが、下国師季の没落が永禄五年とすると、その見解は成り立ちません。

師季の没落が「永禄五年」ではなく「永正五年」であるという見解も出されております。「永正五年」とすると一五〇八年のことですから、「夷狄之商舶往還之法度」が和人地の成立もしくは和人とアイヌの安全保障条約という見解と矛盾しません。しかも矢不来館の終焉が十六世紀初頭という発掘調査の結果（北海道新聞）とも矛盾しません。

しかし史料操作という点からするとこの見解には疑問を感じます。まず『新羅之記録』に従う限り、師季の妻は蠣崎季広の娘です。もし永正五年に師季が没落しているのであれば、年代があいません。しかも永禄五年の干支は壬戌で永正五年は戊辰です。わざわざ系図には「永禄五年壬戌」と書いてあるわけですから、永正五年と間違える蓋然性は低いと思われます。そもそも下国氏の没落時期を嘉吉二年もしくは嘉吉三年に設定する見解は、明らかに矛盾する史料が複数存在する（『満済准后日記』、『南部家系図』、『秋田家系図』）にも関わらず、その矛盾を解消するために無理な史料の解釈を積み重ねてでも『新羅之記録』の記述に信憑性を求める一方で、師季の没落年代に関しては、『新羅之記録』の記述を全く無視して系図類の誤記と評価することに関しては恣意的な史料操作といわざるを得ません。永正五年下国師季没落説と、下国氏十三湊還住説はいずれもアプリオリに設定された見解にあわせるために史料を都合よく解釈した見解である、という点では同じ問題点を含んでいます。自己の見解に都合のよいように史料を解釈するのではなく、史料の解釈の積み重ねの上で見解が導き出されるべき、という歴史学の基本に立ち返る必要があると考えます。

矢不来館の終焉と茂別下国氏の没落のずれに関しては、茂別館の発掘調査が行われていない状況では何とも言えませんが、矢不来館がアイヌの攻撃で炎上し陥落したが、茂別館は踏みとどまった、しかし矢不来館の復興は見送られ、放棄されたと考えればつじつまは合います。茂別館跡の発掘調査が待たれます。

下国師季没落が示す「夷狄之商舶往還之法度」の中身ですが、これが和人地の成立や和人の安全保障を示すものではないことは、「夷狄之商舶往還之法度」の性質を再考する必要がある、ということになります。師季が「夷狄之商舶往還之法度」において安全を保障されずに没落している、ということは、安全保障の対象が蠣崎氏に限定されていることを示します。さらにいえば、茂別というのは、「夷狄之商舶往還之法度」の当事者であるチコモタインの本拠である知内よりも松前から離れた場所にあるわけです。だから「夷狄之商舶往還之法度」が設定された段階では、和人地とアイヌモシリが領域的に分離していたわけではなく、まだ複雑に入り組んでいたと考えるべきです。

結局「夷狄之商舶往還之法度」は和人地の成立を意味するのではなく、セタナイのハシタイン、シリウチのチコモタイン、松前の蠣崎氏の三者が道南の戦国時代の勝者であることを示しているのではないかと考えています。

もう一つ興味を引かれるのが、師季のその後の動きです。彼は茂別から松前に移動し、最後はセタナイで死去するわけですが、なぜ最後にセタナイに向かったのか、ということです。松前にも居場所を失った師季が最後に頼ったのが、セタナイのハシタインであった、という事実は何を意味するのか、非常に気になります。

以上、雑駁でまとまりのない報告でしたけれどもとりあえず終わらせていただきます。あり

がとうございました。

参考文献

中村和之「十三〜十六世紀の環日本海地域とアイヌ」(『中世後期における東アジアの国際関係』一九七七年)
海保嶺夫A『中世の蝦夷地』一九八七年
入間田宣夫「糠部・閉伊・夷が島の海民集団と諸大名」(『北の内海世界』一九九九年)
本郷和人「『満済准后日記』と室町幕府」(『日記に中世を読む』一九九八年)
桜井英治『室町人の精神』二〇一一年
鈴木信「アイヌ文化形成の背景」(『アイヌ史を問い直す』二〇一一年)
齋藤淳「『海峡世界』の歴史的枠組みについて」(同上)
児島恭子『アイヌ民族史の研究』二〇〇三年
海保嶺夫B『エゾの歴史』一九九六年
榎森進『アイヌ民族の歴史』二〇〇五年
北海道新聞二〇一一年五月二八日付け記事
小林真人「北海道の戦国時代と中世アイヌ民族の社会と文化」(『北の内海世界』一九九九年)
家永遵嗣「一五世紀の室町幕府と日本列島の「辺境」」(『東アジア海をめぐる交流の歴史的展開』二〇一〇年)